

質問回答書 2

件名	令和6年度リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業		
No	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書全般	事業者における代表企業はリース会社であり、実際の工事、維持管理等の窓口は現地の協力会社となることから、工事関連の打合せ、資料提出、事業期間開始後を含めた各種報告等は当該協力会社を実施し、代表企業であるリース会社は必ずしも同席しない为好いでしょうか。	工事や工事に係る打合せ、資料の提出等リース会社様が必ず同席することまでは求めませんが、契約書（案）のとおり、あくまでリース会社様と工事や維持管理を含めた包括的リース契約を締結することを想定しております。従って、工事や維持管理等について、リース会社様の責任の下、実施していただくこととなります。
2	補助金全般	補助金が交付されなかった場合の取扱いはどうになりますでしょうか。	補助金を交付すること前提に事業予定者を決定するため、ご質問のケースは想定しておりません。なお、万が一、工事費用の一部が補助対象経費に該当しない場合は、リース料に計上することとなります。
3	賃貸借及び保守契約書（案） 第8条 甲は、次の場合の修理費を全部又は一部負担するものとする。 （1）甲の故意又は過失に起因する設備の損傷の修理に要する費用 （2）天変地異等不可抗力による設備の損傷の修理に要する費用	第8条甲の修理費負担（全部又は一部）について、乙が一部負担する可能性はありますでしょうか。また、どのような場合を想定していますでしょうか。（事前に分担を明確にしていだけないでしょうか。）	別紙2の予想されるリスクと責任分担に記載のとおりです。なお、事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的な理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、協議事項とします。
4	仕様書6 ・パワーコンディショナーは運転開始日から10年目と20年目に初期導入時と同等の新品に交換すること。	20年間のリース期間の中で蓄電池の交換費用を見込む必要がありますでしょうか。	蓄電池の交換について特に指定はありませんが、20年間使用することを前提に交換の必要性があればご提案ください。
5	公募要領5（2） エ 施設ごとの工事費、運転管理、維持管理のための費用及び資金調達を含めた事業資金計画	資金調達を含めた事業資金計画とはリース会社の資金計画の認識であっておりますでしょうか？	お見込みのとおりです。
6	仕様書6 ・事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、月単位の発電電力量を編集可能な電子データで翌月10日までに県に報告すること。また、温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行い、県に報告すること。	発電電力量の電子データ報告および温室効果ガス排出量削減効果の検証は20年間毎月報告が必要となるのでしょうか。	発電電力量は編集可能な電子データで翌月10日までに県に報告することとしておりますが、温室効果ガス排出量削減効果の検証については、検証方法及び結果報告の頻度は協議事項とします。
7	仕様書5 ・設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、事業者の負担で非常用電源等を使用する等により施設内の最低限必要な設備を稼働させるための対応を行うとともに、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、県と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。	各施設で停電可能な日時はありますでしょうか。また、工事の時間帯や曜日の制約がありますでしょうか？ 基本的には平日日中帯での作業を考えておりますが、場合によっては夜間・休日に作業を実施することも考えられます。	工事の施工日程は、事業者決定後の協議事項とします。なお、現在のところ、定まった時間帯や曜日の制約はありませんが、施設の利用状況等によっては時間帯や曜日の制約がでてくる可能性があります。
8	仕様書6 事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できない場合の損失は、事業者の負担とし、特に年間の発電量が想定発電量の8割を下回る場合には、リース料の減額、事業者負担による設備の取り替え又は契約の解除を行うものとする。	年間の発電量が想定発電量の99%～80%の場合、事業者側の負担はありますでしょうか？ある場合、具体的な負担の内容を教えてください。また自然災害や機械故障は「正当な理由」に含まれるのでしょうか？	具体的な負担の内容については、達成できなかった理由等、総合的に判断するため、現時点で明確に示すことは困難であり、個別案件ごとに協議の上、負担の内容を決定します。また、発電量が想定発電量を下回った場合の「正当な理由」とは天候不良や自然災害による設備の一時停止などの不可抗力を要因とした場合を想定しております。従って、機器故障などの設備不良を起因として想定発電量の8割を下回った場合は、設備の取り替え等の対応を求めます。

9	仕様書 6 ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すとともに点検結果を施設管理者に書類等により報告すること。	大規模地震とは震度〇以上、大型台風とは風速〇m以上等の定義はございますでしょうか。	特に指定はありませんので、ご提案ください。
10	公募要領 3 (6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。 ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者	理由によってアサインが異なるため、資格者を含める理由を教えてください。 技術力担保の為でしょうか？若しくは実際に電気主任技術者としての業務を実施するためでしょうか？その他の理由でしょうか？	技術力担保のためです。
11	公募要領 5 (2) ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画 (定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無)	20年間における月毎の計画が必要でしょうか？若しくは年毎の計画が良いのでしょうか？あくまで当初の計画であり、変更がある場合は都度相談しながら進めるという解釈で宜しいのでしょうか？ (例えば世の中の情勢で部品が調達できなくなったり、人員確保ができなかったりと計画通りにはできない場合もあると想定します。)	特に指定はありません。なお、社会情勢等により計画を変更する場合は協議事項とします。
12	公募要領 5 (2) オ 故障、緊急時の対応体制図	24時間365日連絡がつく体制が必要なのでしょうか？若しくは、平日日中帯に連絡がつく体制が良いのでしょうか？ また、緊急時も現地に対応に伺う際は当該施設が開館している平日又は休日日中帯という解釈で宜しいのでしょうか？	特に指定はありませんので、ご提案ください。
13	仕様書 2 (1) ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を行う。	運転管理とは設備の異常有無を監視し、正しく運転している状態をキープする事だと認識しているが異常有無の判定に使用する監視計測内容に指定は無い (もしくは提案内容を精査) という事で宜しいのでしょうか？	特に指定はありませんので、ご提案ください。
14	仕様書 6 事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。	報告の頻度・やり方に指定があれば教えてください。 月1回なのか、年1回なのか。対面で報告が必要なのか、書類提出のみでいいのかな等。	仕様書 6 に記載のとおり、少なくとも毎年 1 回以上点検を行い、県に報告書等により報告してください。なお、報告方法に指定はありません。
15	仕様書 6 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、月単位の発電電力量を編集可能な電子データで翌月 10 日までに県に報告すること。また、温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行い、県に報告すること。	机上での検証・確認以外には対応が難しいと考えますが、認識は合っておりますでしょうか？	No. 6 の回答のとおり、検証方法等については協議事項とします。
16	仕様書 6 ・事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できない場合の損失は、事業者の負担とし、特に年間の発電量が想定発電量の 8 割を下回る場合には、リース料の減額、事業者負担による設備の取り替え又は契約の解除を行うものとする。	電気料金相当分をリース料から減額するという意味で認識っておりますでしょうか？	負担の内容については、No. 8 の回答のとおりです。なお、リース料減額の場合の算定方法は総合的に判断し、決定します。
17		想定発電量を振り返る期間は「1 年毎の単年」/「複数年で合算」のいずれをお考えでしょうか。想定発電量を上回った場合は事業者還元されますか。	「1 年毎の単年」で確認します。 また、想定発電量を上回った場合の事業者様への還元は想定しておりません。
18	仕様書 6 ・パワーコンディショナーは運転開始日から 10 年目と 20 年目に初期導入時と同等の新品に交換すること。	メーカーによるパワーコンディショナーの製造・販売からの撤退等の理由により同品もしくは後継機種での交換が困難となった場合、他メーカーの既存パワーコンディショナーと同等品での交換対応を実施しても宜しいでしょうか。	差し支えありません。
19		10 年目、20 年目のパワーコンディショナー交換費用は補助金対象に含めて宜しかったでしょうか。	本補助金は今年度中に設置した設備が対象になりますので、10 年目、20 年目に交換するパワーコンディショナーは補助金の対象外です。

20	仕様書3(2) 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に使用できるように、非常コンセント盤等を設ける。	「非常時に使用できるように非常コンセント盤などを設ける」とありますが日南病院は蓄電池を設置しないため、非常時の使用は想定しない提案でよいでしょうか。	蓄電池を導入しない場合も非常コンセント盤等を設置してください。
21	仕様書4(1) ・太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。	「耐震クラスSを適用すること」とありますが、建物の高さや立地の関係上、アンカー施工でしか耐震クラスを保つことができない場合、減点の対象になるのでしょうか。	「耐震クラスSを適用すること」は必須要件となります。
22	仕様書6 ・パワーコンディショナーは運転開始日から10年目と20年目に初期導入時と同等の新品に交換すること。	メーカー保証が20年ついている場合は、10年目の交換をせずに20年目の交換だけでも構わないでしょうか。	経年劣化によりパワーコンディショナーの性能が低下することを想定し、10年目と20年目に初期導入時と同等の新品に交換することとしております。ただし、設備の性能に関し、交換の必要性が低いと判断される場合は、根拠を提示した上でご提案いただいても差し支えありません。
23		【教育研修センター】 QBまでのマンホールに空きがあれば使用することは可能でしょうか。	可能です。
24	施設に関する内容	【設備ごとの耐荷重について】 教育研修センター以外は構造計算書がないという事ですが、太陽光発電設備がSクラス以上の耐震強度を保ったうえで㎡当たりの荷重が60kg以下であれば、設置可能という判断でよいでしょうか。その場合、提出資料は太陽光発電設備の耐荷重計算書のみとなります。	差し支えありません。